



市章

大津市公報

令和元年5月31日
号外(第4号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規則

- 1 大津市日本国籍を有しない職員を任用することのできる職を定める規則..... 1
2 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1

訓令

- 1 大津市事務決裁規程の一部改正..... 1

規則

大津市日本国籍を有しない職員を任用することのできる職を定める規則を公布する。

令和元年5月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第1号

大津市日本国籍を有しない職員を任用することのできる職を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則を踏まえ、日本国籍を有しない職員(以下「外国籍職員」という。)の適切な任用を確保するため、法令その他別に定めがあるもののほか、外国籍職員を任用することのできる職を定めるものとする。

(外国籍職員を任用することのできる職)

第2条 外国籍職員を任用することのできる職は、次に掲げる職以外の職とする。

住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職として任命権者が別に定める職

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を行う事務について決定権限を有する職として任命権者が別に定める職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年5月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第2号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表6級の項中「支所長」の次に「(7級に掲げられた支所長を除く。)」を加え、別表第1第1項の表7級の項中「参事」の次に「支所長(富士見支所長に限る。)」を加え、別表第1第2項アの表4級の項中「専門員」を「子ども発達相談センター所長」に改める。

附則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

訓令

大津市訓令第1号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

大津市長 越 直 美

第2条第11号中「同条第3項に規定する」の次に「支所長(富士見支所長に限る。)、」を加え、同条第12号中「支所長」の次に「(前号に規定する支所長を除く。)」を加える。

第11条第2項中「支所長」の次に「(第2条第12号に掲げる支所長に限る。)」を加える。

別表第2号総務部の表職員支援室の部3の款中1の項を削り、2の項を1の項とする。

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。